

発議第 8 号

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 8 月 31 日

野 田 市 議 会 議 長      平 井   正 一   様

提出者   議会運営委員会委員長   古橋   敏夫

野田市条例第 号

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和63年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第2項」を「第19条第1項中「6月1日及び12月1日」とあるのは「5月30日及び11月30日」と、同条第2項」に、「と読み替え、」を「と、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

議員の在任期間に対する期末手当の期間率の適用が合理性にかけることから、基準日を改正しようとするものである。

参考資料

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和63年野田市条例第1号)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第3条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第1項中「<u>6月1日及び12月1日</u>」とあるのは「<u>5月30日及び1月30日</u>」と、同条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の212.5」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「議長等が受けるべき議員報酬の月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第3条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の212.5」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「議長等が受けるべき議員報酬の月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>

発議第 9 号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書  
について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 9 月 7 日

野 田 市 議 会 議 長      平 井   正 一   様

提出者 議会運営委員会委員長 古橋 敏夫

## コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

### 記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に財源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

野田市議会 議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
経済再生担当大臣

宛て

発議第10号

県道我孫子関宿線拡幅事業の早期完成を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年 9月14日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 建設委員会委員長 小椋 直樹



## 県道我孫子関宿線拡幅事業の早期完成を求める意見書（案）

現在、県道我孫子関宿線の拡幅事業については、木間ヶ瀬字大山地先から下総利根大橋道路交差点までの3.4キロメートルが計画区間となっており、木間ヶ瀬小学校前を起点に南側1.9キロメートルと北側1.5キロメートルの整備が進められています。

事業箇所である県道我孫子関宿線沿いに小学校と中学校が位置していますが、通学路に歩道が設置されていないため、大変危険な通学路となっています。また、当該道路は他県からの車両通行も多いことに伴い、幅員が狭いことも相まって車両同士がすれ違う際に接触事故も少なくありません。特に、周囲を河川で囲まれた野田市にとって他市、他県とのアクセス幹線道路として新市建設計画に位置づけられた8つの県事業の1つであります。

現在、第1期事業のうち木間ヶ瀬小学校前から南側1.9キロメートルのうち0.9キロメートルが完成しており、第2期事業区間である木間ヶ瀬小学校前から北側1.5キロメートルのうち0.5キロメートルの事業が進められようとしています。県道の幅員が広がり、両側約3メートルの歩道が整備されることで、車道と分離し車両通行が円滑になり、歩行者の安全が確保されることとなります。

まだ記憶に新しい八街市での痛ましい事故を二度と起こさないためにも早期完成を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

野田市議会議長

千葉県知事 宛て